

令和7年度

「学校いじめ防止基本方針」

つくば市立荃崎中学校

目 次

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

(2) 基本姿勢

II 学校の取組

1 いじめの対応

(1) 学校いじめ対策委員会の設置

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 未然防止

①心の教育の充実

②言語環境の整備と自己有用感と集団への所属感を高める活動の充実

③行事、生徒会活動等を通じた生徒への指導

④保護者や地域との連携を図る

⑤インターネットを通じて行われるいじめ

(2) 早期発見

①いじめ調査等

②いじめ相談体制の確立

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

④保護者との連携

(3) 早期解消に向けた取組

①被害者の保護

②実態の把握

③加害者への対応

④重大事態の調査と報告

⑤インターネットを通じて行われるいじめの対応

(4) いじめ解消の判断

(5) 相談窓口の周知

3 年間指導計画

4 関係機関等との連携

(1) 教育委員会との連携

(2) 警察署・児童相談所等との連携

(3) 保護者との連携

(4) 学校以外の団体等との連携

(5) 地域との連携

(6) その他

5 教職員の研修

(1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修

(2) いじめの具体的な対応に向けた研修

(3) インターネットを通じたいじめに向けた研修

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条1項）をいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。よって、本校では、「いじめ防止対策推進法」及び「茨城県いじめの根絶を目指す条例」等に則り、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

(2) 基本姿勢

- ア いじめは、人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない。」という雰囲気を作る。
- イ いじめの早期発見に努め、認知した場合は、迅速に対応する。
- ウ いじめられている生徒の立場に立ち、いじめられている生徒を守る。
- エ いじめている生徒に対しては、毅然とした対応と、改善に向けて粘り強い指導を行う。
- オ 保護者との信頼関係作り、地域や関係機関との連携協力に努める。

II 学校の取組

1 いじめの対応

(1) 学校いじめ対策委員会の設置

いじめ防止等に関する対応を効果的に行うため、学校いじめ問題対策協議会を設置する。当該組織は、校長が任命し、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、担任及びスクールカウンセラーなどの外部機関で構成する。発生事案によってメンバーを変更することがある。定例会を週1回主任会の中で開催し、臨時会を必要に応じて開催する。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、以下の役割を担う。

- ア いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）
- イ いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有（アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等）
- ウ いじめ事案に対するいじめに関する指導や支援の体制、対応方法を決定（事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定等）
- エ いじめ事案への対応等の確認と検証と評価（学校評価の項目に位置づける。）
- オ 教職員に関する『いじめ防止対策』研修の企画
- カ 生徒、家庭に向けていじめ防止の啓発活動の実施と相談体制の整備
- キ いじめ事案早期解決に向けた、関係諸機関との連絡調整

(2) 生徒指導部会（週1時間開催）を、学校いじめ問題対策協議会の下部組織として位置付ける。

2 いじめの防止等に関する措置

(1)未然防止

児童生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。また、教職員は、いじめに類する行為やいじめを助長する言動をしてはならず、自らの言動が生徒に与える影響を十分に理解して教育活動にあたらなければならない。

①心の教育の充実

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を養うため、全ての教育活動を通じて道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・体験活動、情報モラル教育等の充実を図る。
- ・構成的グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング等の活用を図る。
- ・スクールカウンセラーによる授業プログラムを実施する。
- ・定期的、且つ適時教育相談を実施し、情報の収集に努め、小さな変化を見逃さない体制を作る。

②生活環境の整備と自己有用感と集団への所属感を高める活動の充実

- ・生徒や教職員自らの人権感覚を高め、生活環境を整備し、配慮を欠いた言動等を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ・生徒の自己有用感を高めるような『わかる授業』や『充実感・達成感のある活動』の実現に努める。
- ・生徒の席替や活動班編成等、人間関係に配慮が必要な場合は、学年主任・教科担当教員等の意見を聞きながら組織的に検討する。

③行事や生徒会活動等を通した生徒への指導

- ・生徒によるいじめ防止に関する生徒会活動の支援を積極的に行い、生徒による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・人権標語・作文、いじめ防止キャンペーン、集会等で、生徒への指導を継続的に行う。

④保護者や地域との連携を図る

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する生徒の実態を把握する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等で知らせ、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための啓発活動を継続的に行う。

⑤インターネットを通じて行われるいじめ

- ・インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童生徒から情報を収集し、その把握に努める。
- ・児童生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。
- ・保護者を交えた携帯・スマホ安全利用教室を開催する。

(2) 早期発見

教職員は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、児童生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないように努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合は、早い段階から児童生徒へ個別に声かけや相談等のかかわりをもち、的確に状況の把握をする。

①いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。けんかやふざけ合いも調査の対象とする。

- ア 生徒対象いじめアンケート調査 年5回
- イ 保護者対象いじめアンケート調査（学校評価にて）
- ウ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査 通年
- エ いじめチェックリストによる教師間確認（毎月）

②いじめ相談体制の確立

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

- ア スクールカウンセラーとの連携による相談活動
- イ いじめ相談窓口の周知
(保健室、相談室の利用、電話での相談、インターネット相談窓口「先生、きいて。」)
- ウ 「SOSの出し方」を学ぶ機会の設定

③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ア いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施する。
- イ いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④保護者との連携

学校での児童生徒の様子や学校での取組を、必要に応じ随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも児童生徒の異変に気付いた場合、保護者が学校へ気軽に相談できる関係づくりに努める。また、保護者と生徒の話合いによる約束づくりを呼びかける。

(3) 早期解消に向けた取組

教職員は、いじめの連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、いじめの問題を抱え込むことなく、学校いじめ防止対策協議会の臨時会を開き、校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

①被害者の保護

いじめの行為を確認した場合には、いじめられている児童生徒を守り通すことを第一とする。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

②実態の把握

被害者、加害者及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケートや個人面談等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を学校設置者に報告する。

③加害者への対応

加害者に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、加害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害者やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

④重大事態の調査と報告

いじめを背景とした重大事態について、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、詳細かつ速やかに調査し「疑い」があれば直ちにつくば市教育局に報告する。

※いじめ重大事態については「危機管理マニュアル」を参照する。

⑤インターネットを通じて行われるいじめの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求める等の措置を速やかに講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて法務局の協力を求める。

(4) いじめ解消の判断

次の条件が満たされた場合、いじめが解消したと判断する。

- a いじめの行為が3ヶ月以上行われていない。
- b 被害者が苦痛を感じていない。

(5) 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、学校外の電話やメールによる相談窓口など、複数の相談窓口を保護者へ周知する。

○茨城いのちの電話	☎ 029-855-1000
○いじめ・体罰解消サポートセンター	☎ 029-823-6770
○子どもホットライン	☎ 029-221-8181
○子どもの教育相談	☎ 029-225-7830
○生徒指導相談室	☎ 029-823-6770
○谷田部保健センター	☎ 029-838-1100

危機管理の心構え「さしすせそ」

さ：最悪を想定する

し：慎重に対応する

す：素早く対処する

せ：誠意を持って対処する

そ：組織全体で対応する

3 年間指導計画

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4	↑ 職員会議	↑ スマホ安全教室	↑ 教育相談
	個別指導計画作成・共有	校内研修（情報交換）	
月	学校いじめ対策委員会	生徒指導部会	
5	保護者向け文書配付	生徒指導部会	いじめアンケート①
	職員会議	主任会	「SOS の出し方」について
月			i-check の実施
6	職員会議	生徒指導部会	教育相談
		主任会	
月			
7	職員会議	生徒指導部会	いじめアンケート②
	学校評価アンケート	↑ 主任会	↑ 三者面談
月	保護者向け文書配付		i-check 結果⇒個人面談
8	学校いじめ対策委員会	校内研修（SC）	教育相談
月			
9	職員会議	生徒指導部会	教育相談
		主任会	
月			
10	職員会議	生徒指導部会	いじめアンケート③
		主任会	「SOS の出し方」について
月			
11	職員会議	主任会	三者面談
月		生徒指導部会	
12	学校評価アンケート	生徒指導部会	いじめアンケート④
	職員会議	主任会	
月	保護者向け文書配付		
1	学校いじめ防止基本方針検証	主任会	三者面談
		生徒指導部会	二者面談
月			
2	学校評価アンケート	生徒指導部会	いじめアンケート⑤
	職員会議	主任会	
月			
3	職員会議	次年度に向けた学級編成	教育相談
	個別支援計画作成	生徒指導部会	
月	各種調査の作成・提出	引き継ぎ（小中間）	↓

4 関係機関等との連携

(1) 教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案、重大事態の事案（「疑い」も含む）については、教育委員会と連携して対応する。

(2) 警察署・児童相談所等との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、警察署、児童相談所等と連携して対応する。また、家庭環境に起因するいじめ事案については、市子ども未来課、児童相談所等と連携して対応する。

(3) 保護者との連携

学校は、児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、学校は被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

(4) 学校以外の団体等との連携

塾や社会教育関係団体等、学校以外で起きたいじめの連絡を受けた場合、当該団体の責任者と学校が連携して対応する。

(5) 地域との連携

学校は、校外における児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合は、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

(6) その他

いじめに関係する児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合には、関係学校が連携していじめの問題に対応する。

5 教職員の研修

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員研修の充実を図る。

(1) いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた研修

実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

(2) いじめの具体的な対応に向けた研修

事例研修を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、いじめに対しては教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通理解を図る。併せて、同様のいじめを防止するための資質を養う。

(3) インターネットを通じたいじめに向けた研修

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。